

死亡労働災害発生に伴う 再発防止対策を徹底しよう！

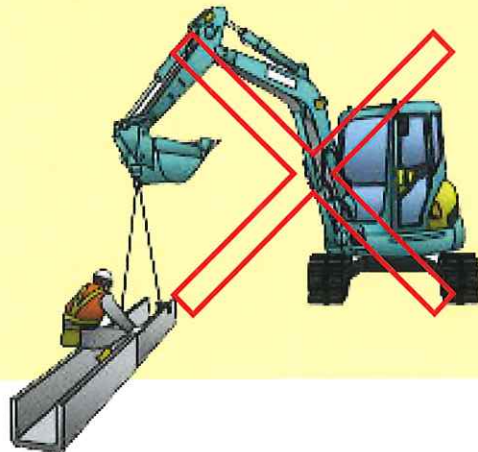
令和2年度におきましては、会員作業所からの重篤な労働災害発生の事案が多数報告されています。

特に、重機関連災害において、ヒューマンエラーや基本的な対策の欠如として発生している現状から、改めて会員皆様の作業所における安全管理状況を点検していただきますとともに、次の事項について遵守徹底をお願いします。



作業の実施にあたって遵守する事項

- 1 建設機械の用途外使用の禁止は、必ず遵守すること**
(移動式クレーンモードでの吊荷作業)
- 2 移動式クレーン仕様等BHの操作待機中は、安全レバーのロックを徹底すること**
- 3 玉掛け作業中の作業員の頭上でのバケット・フック等の待機は禁止すること**
(合図者の合図により、フック等の玉掛け位置までの移動)
- 4 作業計画(車両系建設機械、移動式クレーン等)を作成し、上記1～3の事項を明記の上、周知徹底すること**



用途外使用の
禁止